

「よっしいキヨマツ応援しちゃん券」

加盟店契約書

清松芳夫（以下「運営者」という。）と（以下「応援商品券加盟店」という。）とは、運営者が作成する商品券「よっしいキヨマツ応援しちゃん券」（以下「応援商品券」という。）を使用して、顧客に対し商品券を発行して取引する場合の運営者と応援商品券加盟店との関係につき、別紙規約のとおり契約する。

運営者

住所 〒 8 7 9 - 0 3 0 4

大分県宇佐市大字尾永井 4 7 9 - 1

氏名 清 松 芳 夫 印

応援商品券加盟店

住所

氏名

別紙

「よっしいキヨマツ応援しちゃん券」

加盟店規約

第1条（用語の定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は以下のとおりとする。

- ① 「応援商品券加盟店」とは、本規約を承認のうえ、清松芳夫（以下「運営者」という。）が運営する「よっしいキヨマツ応援しちゃん券」取引システムに基づき、運営者に申し込み、運営者が応援商品券発行を認めた個人、法人または団体をいう。
- ② 「応援商品券」とは、運営者が作成する「よっしいキヨマツ応援しちゃん券」をいう。
- ③ 「商品等」とは、応援商品券加盟店が応援商品券の購入・使用者（以下「購入者」という。）に販売する商品もしくは権利、または応援商品券加盟店が購入者に提供する役務をいう。

第2条（加盟及び届け出）

- (1) 応援商品券加盟店となろうとする者は、運営者に対し、運営者が求める事項を届け出、運営者の承認を受けた上、運営者と加盟店契約を締結するものとする。
- (2) 応援商品券加盟店は、加盟申込時または応援商品券加盟店となった後に運営者に届け出た事項に変更があった場合は、直ちに運営者に変更届け出をし、承認を得なければならない。
- (3) 欠格事由

応援商品券加盟店は、応援商品券加盟店、応援商品券加盟店の親会社、子会社などの関係会社並びにそれらの役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む。）（以下「応援商品券加盟店等」という。）が現在、以下のいずれにも該当しないことを表明し、確約するものとする。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という）
- ② 次の関係を有する者
 - ア 反社会的勢力がその経営を支配していると認められる関係

- イ 反社会的勢力がその経営に実質的に関与していると認められる関係
- ウ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
- エ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
- オ 反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

- (4) 運営者は、応援商品券加盟店等が前記(3)に違反している疑いがあると認められた場合は、本契約の締結を拒否することができる。
- (5) 運営者は、応援商品券加盟店等が前記(3)に違反していることが判明した場合、又は違反している疑いがあると運営者が認めた場合、直ちに本契約を解除することができるものとし、かつ、その場合、運営者に生じた損害を応援商品券加盟店が賠償するものとする。
- (6) 応援商品券加盟店は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の対策に取り組むこととする。
 - ① 店舗内のこまめな換気の実施
 - ② 出入口には消毒液等を設置する
 - ③ お客様の退店後に清掃除菌を実施
 - ④ 客間の着座席間隔は1席分以上あける

第3条（地位の譲渡等）

- (1) 応援商品券加盟店は、本契約上の地位を譲渡、会社分割、合併等の方法で第三者に移転することができないものとする。
- (2) 応援商品券加盟店は、応援商品券加盟店の運営者に対する権利を第三者に譲渡、質入れ等することができないものとする。
- (3) 運営者は、本契約上の全ての地位を第三者に譲渡することができるものとし、応援商品券加盟店は、予めこれを承諾する。

第4条（応援商品券の仕様）

- (1) 応援商品券は、1000円券11枚綴りとし、表表紙及び裏表紙を付けて1冊とする。
- (2) 応援商品券の記載事項及びデザインは運営者が定めるものとし、応援商品券加盟店はこれを改変してはならない。
- (3) 応援商品券は、購入者において表表紙及び裏表紙から切り離して使用することを認めないものとする。
- (4) 応援商品券は、運営者が発行者ではなく、応援商品券加盟店が発行者となるものとし、発行した応援商品券加盟店以外の加盟店での使用を認めないものとする。
- (5) 応援商品券の有効期間は、発行日から6か月とし、延長は認めない。

- (6) 応援商品券は、一人の購入者が同一の応援商品券加盟店から、複数冊購入することができないものとする。

第5条（応援商品券の提供等）

運営者は、応援商品券加盟店に対し、購入者に対する発行の用に供するため、応援商品券を次のとおりに提供する。

- (1) 当初回（契約時）

10冊を提供する。

- (2) 以後の提供

応援商品券加盟店が第8条(3)に基づき運営者に通知したときに、運営者は、その通知のあった冊数分を補充して提供する。

- (3) 運営者は、以下の場合、応援商品券加盟店に対する応援商品券の提供を中止するとともに、応援商品券加盟店に対し、発行中止を指示することができる。また、契約解除理由がある場合は、併せて契約解除することを妨げない。

① 他の加盟店による発行分を含めた応援商品券全体の流通枚数が1万枚を超えるおそれがあるとき

② 応援商品券加盟店が第4条(2)、第5条(4)、第6条ないし第10条に違反したとき

- (4) 応援商品券加盟店は、運営者に対し、応援商品券の交付を受けるのと引き換えに、1冊当たり1000円の運営手数料を支払わなければならない。

第6条（発行・販売先の制限）

- (1) 応援商品券加盟店は、自己の顧客であり、応援商品券加盟店に対し氏名、住所及び連絡先電話番号を開示し、かつ、氏名、住所、連絡先電話番号、発行日、発行した応援商品券の冊番、発行冊数、販売金額、使用した応援商品券の券番、使用日及び使用枚数に係る個人情報をお客様が運営者に提供することを承諾した者のみを購入者とし、その者のみに対し応援商品券を発行・販売することができる。

- (2) 応援商品券加盟店は、(1)に該当しない者に対し、応援商品券を発行・販売してはならない。

第7条（発行・販売金額の制限）

応援商品券加盟店は、応援商品券を、1冊1万円未満の販売金額で発行・販売してはならない。

第8条（発行・販売時の義務）

- (1) 応援商品券加盟店は、応援商品券を発行・販売するに際し、表表紙の加盟店名記入欄、裏表紙の発行日欄、発行者欄、住所欄及び電話番号欄にいずれも所要の記入をしなければならない。

- (2) 応援商品券加盟店は、応援商品券を発行・販売するに際し、購入者に約款を交付した上で、応援商品券の表表紙の顧客名記入欄に署名させなければならない。
- (3) 応援商品券加盟店は、応援商品券を発行・販売するに際し、購入者から、氏名、住所及び連絡先電話番号の開示を受け、発行後、発行日の翌日までに、運営者に対し、当該顧客の氏名、住所、連絡先電話番号、発行日、発行冊数、発行した応援商品券の冊番及び販売金額を書面（ファックス、電子メールを含む。）で通知しなければならない。
- (4) 応援商品券加盟店は、運営者から、第5条(3)に基づき応援商品券の発行中止の指示を受けたときは、中止指示が解除されるまでの間、応援商品券を発行してはならない。
- (5) 応援商品券加盟店は、運営者が供給する応援商品券以外の券を用いて商品券を発行してはならない。ただし、「よっしいキヨマツ応援しちゃん券」と誤認させるおそれがないものについてはこの限りではない。

第9条（応援商品券利用者との関係）

応援商品券加盟店は、自身が応援商品券の発行者の地位に立つものとし、購入者との取引その他の法律関係につき、責任をもって処理するものとする。

第10条（応援商品券の取扱）

- (1) 応援商品券加盟店は、購入者から応援商品券の発行・販売を求められたときは、本規約に従い、正当かつ適法な商行為にのっとり、応援商品券加盟店の店舗において、購入者に対し応援商品券を発行・販売するものとする。
- (2) 応援商品券加盟店は、応援商品券の現金との引換え及び釣銭の交付はしないものとする。ただし、応援商品券加盟店が第8条(5)ただし書に従って、独自に商品券を発行して釣銭に代えることは妨げないものとする。
- (3) 応援商品券加盟店は、運営者が応援商品券加盟店に交付した応援商品券及び購入者が応援商品券加盟店に渡した応援商品券を、善良なる管理者の注意をもって保管することとし、本契約に基づき発行、販売する場合を除き、第三者に譲渡してはならない。

第11条（協賛広告）

- (1) 運営者は、応援商品券の運営費用に充てるため、応援商品券の冊子に協賛広告を掲載することができる。
- (2) 協賛広告の広告主は、運営者が選定するものとし、応援商品券加盟店はこれに異議を述べることができない。
- (3) 協賛広告に係る広告主との契約は運営者が締結するものとし、広告料

は運営者が全額収受して、応援商品券の運営費用に充てるものとする。

第12条（営業が再開できない場合等の処理）

- (1) 営業再開時における応援商品券の残り有効期間が2週間未満の場合、応援商品券加盟店は、購入者の求めに応じ、応援商品券の未使用分について、以下の条件にて払い戻し又は再発行するものとする。
 - ① 一冊全部が未使用である場合～一冊あたりの販売金額の全額の払い戻し又は、応援商品券一冊の再発行
 - ② 一冊の一部が未使用である場合～一冊あたりの販売金額を十一で除した金額を未使用券数で乗じた金額の払い戻し又は同払戻金額と一冊当たりの販売金額との差額を支払った上での応援商品券一冊の再発行
- (2) 応援商品券の有効期間内に、応援商品券加盟店の営業が再開されなかった場合、応援商品券加盟店は、購入者に対し、900円を未使用券数で乗じた金額を補償する。
- (3) 応援商品券の有効期間内に、応援商品券加盟店が、破産、会社更生、民事再生その他の法的整理を開始した場合、運営者は、法的整理開始後6か月以内に限り、購入者に対し、900円を未使用券数で乗じた金額を補償する。

第13条（求償権）

運営者は、前条(3)の補償をした場合には、その支払った金額について応援商品券加盟店に対し、直ちに全額を求償請求することができる。

第14条（契約期間）

本契約の有効期間は1年とする。ただし、応援商品券加盟店又は運営者が期間満了3か月前までに書面をもって契約を更新しない旨の申し出をしないときは、本契約は、更に1年間更新し、以後その例によるものとする。

第15条（解除）

応援商品券加盟店が、以下の事由に該当するときは、運営者は、応援商品券加盟店に対し、催告することなく直ちに本契約を解除することができる。

- ① 届出事項について虚偽の申請があったとき。
- ② 応援商品券加盟店が第4条(2)、第5条(4)、第6条ないし第10条に違反したとき
- ③ 応援商品券加盟店が、購入者に対し、運営者が応援商品券発行者であると誤認させるおそれがある行為をしたとき
- ④ 営業停止又は営業の免許、許可等の取消処分を受けたとき
- ⑤ 支払停止若しくは支払不能の状況に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき

- ⑥ 第三者より差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- ⑦ 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本規約及び本サービスの利用契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき
- ⑧ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき

第 16 条（運営者側の事由による解約）

運営者は、「よっしいキヨマツ応援しちゃん券」取引システムが社会的役割を終えたと判断したときには、応援商品券加盟店に対し半年前に解約の申し入れをすることにより、本契約を解約することができる。この場合、解約申し入れがあったとき以降、応援商品券加盟店は、応援商品券の発行及び再発行をすることはできない。また、この場合、運営者は、「よっしいキヨマツ応援しちゃん券」取引システムの運営費用の余剰金を、本条による終了時の応援商品券加盟店に対し、各応援商品券加盟店ごとの運営手数料の延べ支払金額に基づき按分して分配するものとする。

第 17 条（契約終了事由）

応援商品券加盟店が解散したときは、本契約は当然に終了する。

第 18 条（契約終了後の処理）

本契約が終了したときは、応援商品券加盟店は、運営者に対し、未発行の応援商品券を直ちに返還するものとする。なお、発行手数料の払い戻しには応じないものとする。

第 19 条（合意管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、大分地方裁判所中津支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 20 条（規約の変更）

運営者が本規約の変更内容を通知または広告した後において応援商品券加盟店が購入者に対して応援商品券を発行・販売又は再発行し、あるいは応援商品券の使用に応じた場合には、応援商品券加盟店は新しい規約を承諾したものとみなす。